

令和３年度進行管理・評価シート
川越市歴史的風致維持向上計画（令和３年３月２９日認定）

□進捗評価シート(様式１)

①組織体制(様式１－１)	
１ 計画実現のための推進体制	１
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式１－２)	
１ 都市計画法に基づく措置	２
２ 景観計画に基づく措置	３
３ 屋外広告物条例に基づく措置	４
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式１－３)	
１ 景観重要建造物等修理費補助事業	５
２ 伝統的建造物群保存地区保存整備事業	６
３ 歴史的風致形成建造物の保存修理事業	７
４ 旧川越織物市場整備事業	８
５ 川越市蔵造り資料館耐震化事業	９
６ 初雁公園整備事業	１０
７ 歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築	１１
８ 川越氷川祭の山車行事保存会等への補助事業	１２
９ 歴史的地区環境整備街路事業(立門前線)	１３
１０ 歴史的地区環境整備街路事業(同心町通線)	１４
１１ 歴史的地区環境整備街路事業(連雀町新富町通線)	１５
１２ 歴史的風致維持向上地区修景補助事業	１６
１３ 伝統的建造物群保存地区内の景観補助事	１７
１４ 伝統的建造物群保存地区内保存活動事業への補助 [※]	１８
１５ まちづくり支援事業	１９
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式１－４)	
(③－２、③－５、③－８、③－１３、③－１４ において評価)	
⑤効果・影響等に関する報道(様式１－５)	
１ 川越市の歴史的風致に関する報道	２０
⑥その他(効果等)(様式１－６)	
１ 市民・行政による重点区域内での活動	２１
２ 歴史まちづくりの効果	２２

□法定協議会等におけるコメントシート(様式２)	２３
-------------------------	----

評価軸①-1

組織体制

項目		評価対象年度	令和3年度
			現在の状況
計画実現のための推進体制			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	本計画の推進に当たっては、引き続き都市景観課において進捗管理を行い、各事業の実施については、歴史的風致維持向上推進連絡会議の構成部署とともに、連絡、検討を密に行っていく。また、必要に応じて国や埼玉県と協議を行い、助言や支援を受ける。 川越市歴史的風致維持向上協議会において、事務局である都市景観課、都市計画課、文化財保護課により、計画掲載事業の進捗状況についての報告、意見の聴取等を実施し、計画の実効性を高め、必要に応じて計画の変更を行うこととする。なお、「川越市歴史的風致維持向上協議会」は平成26年(2014)度に条例として位置付けられている。 そのほか、必要に応じて関連する審議会(「川越市文化財保護審議会」「川越市都市景観審議会」「川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会」)に対し、実施事業の報告を行い、客観的な意見を求めるとともに、歴史的風致維持向上支援法人や各種市民団体と連携することで、より効果的な計画の実現を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
「川越市歴史的風致維持向上協議会」を1回開催(予定)し、実施状況に対する進捗管理や進捗状況の報告等に関する協議を行った。 庁内の連絡会議として、計画調整課と事業担当課による「歴史的風致維持向上推進検討会議」を1回開催し、各事業の進捗状況の確認、財源確保、国及び他の認定都市の取組みについての情報共有など、連携を強化することができた。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		市及び国において財源が厳しい中、いかにして財源を確保し、より効果的に事業の成果を挙げられるのか、進捗管理や進捗評価などの状況を踏まえて、相互に情報交換を行うなど綿密に連携する必要がある。また、今後計画に記載する必要性がある事業の有無等、適宜庁内で確認を行っていく。	
状況を示す写真や資料等			
川越市歴史的風致維持向上協議会 事務局 都市景観課 委員構成 学識経験者 関係団体 関係行政機関 川越市 【第20回 令和4年2月3日開催】 ・ 主な内容 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 令和3年度進捗管理・評価シートについて (3) 報告 令和3年度川越都市景観シンポジウムについて			
歴史的風致維持向上推進連絡会議(事業課調整会議) 事務局 都市計画課 文化財保護課 都市景観課 担当課 政策企画課 財政課 産業振興課 観光課 都市計画課 都市景観課 公園整備課 道路街路課 文化財保護課 博物館			
【令和3年度 令和3年9月1日】 ・ 主な内容 (1) 第1期川越市歴史的風致維持向上計画掲載事業の実績について (2) 第2期川越市歴史的風致維持向上計画掲載事業の令和3年度以降の予定について (3) 総合計画・実施計画を踏まえた今後の事業予定・見込みについて (4) 令和3年度社会資本整備総合交付金の交付申請状況について			



評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和3年度
		現在の状況
都市計画法に基づく措置		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容

川越市の都市計画は、市域約109.16km²が都市計画区域であり、その内約3割が市街化区域、残りの約7割が市街化調整区域となっている。

重点区域はすべてが市街化区域となっており、主な用途地域は、伝統的建造物群保存地区を含む中央通り線、川越街道、県道川越日高線などの主要な道路沿いにおける商業地域、その周辺や喜多院界限等の残りの地域においては第一種住居地域となっている。

この良好な重点区域の市街地の空間の維持向上のため、用途地域の指定に基づき、適切な土地利用の規制誘導を行い、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく必要がある。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

川越十カ町地区内の川越名店街、中央通り2丁目商店会、立門前商栄会の3つの商店会で構成されている「昭和の街」において、地区街づくり推進条例を活用したまちづくり計画が平成30年7月に認定され、地区計画等の策定に向けた勉強会を開催している。今年度は協議会との打合せや現地調査を行った。なお、地区計画等の策定については、「昭和の街」内に通っている都市計画道路中央通り線の仲町交差点から連雀町交差点までの約300mを現道幅へ縮小変更する必要があることから、埼玉県と協議を行っている。

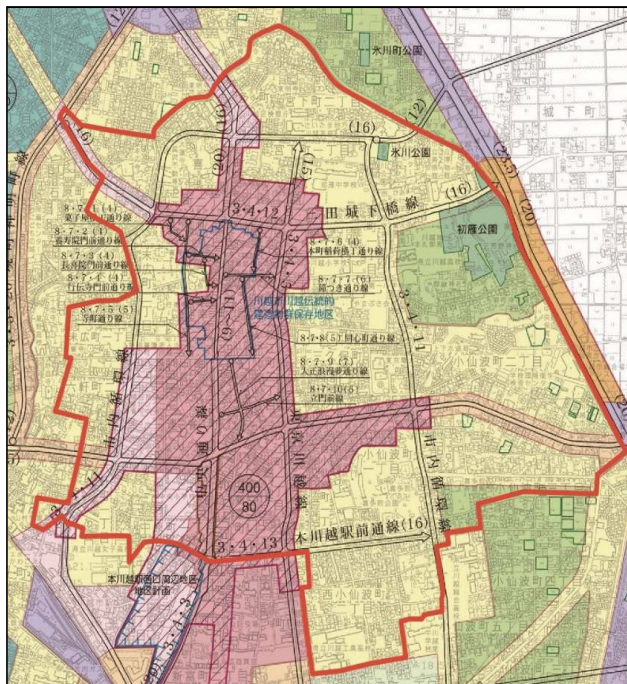
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

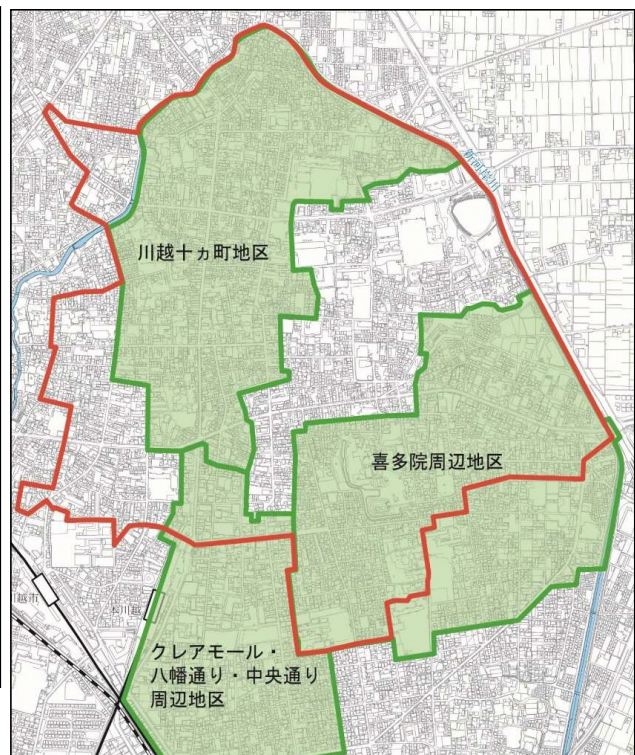
都市計画道路中央通り線は県道のため、縮小変更については県との調整が必要である。また、地区計画等のルール作りについては、良好な都市環境の保全につながるものの、土地活用の権利を制限することなので、関係権利者等の合意形成を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等



都市計画と重点区域

☒重点区域
☒居住誘導区域



(参考) 都市景観形成地域と重点区域

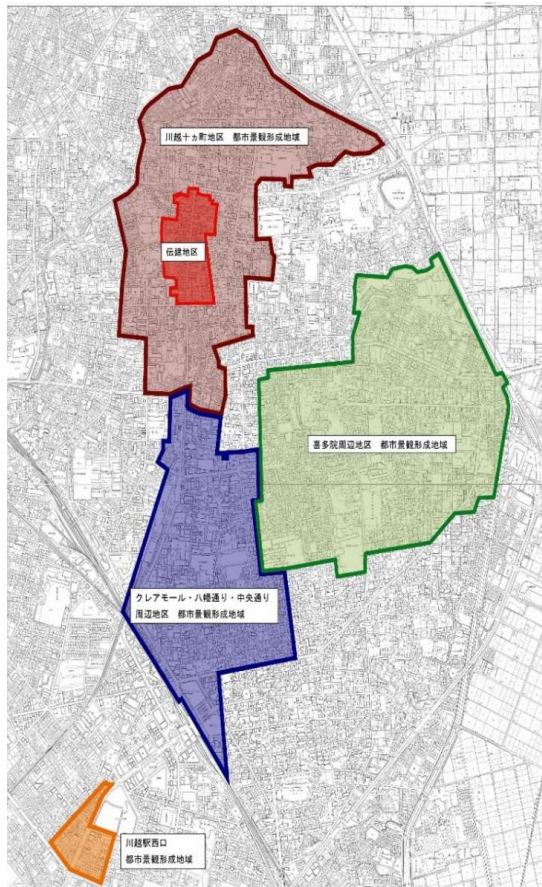
☒重点区域
☒都市景観形成地域

評価軸②-2

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
景観計画に基づく措置		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手	
計画に記載している内容	景観計画では、市内全域を景観計画区域に指定し、大規模な建築物や工作物の届出制度、建築物等の形態意匠などに関する都市景観形成基準と指導・勧告制度により、良好な都市景観の形成を図っている。 特に良好な都市景観を図る必要がある「川越駅西口地区」「川越十カ町地区」「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」の4つの地区を「都市景観形成地域」に指定し、このうち「川越十カ町地区」の全域、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」の一部が本計画における重点区域に含まれている。都市景観形成地域においては、ほぼ全ての建築物や大規模な工作物が届出対象となり、都市景観形成基準に基づく景観誘導が行われている。 その中でも、「川越十カ町地区」は、川越市川越伝統的建造物群保存地区を包括する旧城下町の範囲となっており、建築物の形態に、周囲の伝統的な建造物と調和することへの配慮や、城下町のシンボルである時の鐘の高さを超えないよう求めるなど、地域に残る自主的な住まい方のルールを基準に取り入れることで、歴史的町並みの保存を図っている。 加えて、景観重要建造物の指定方針を定め、地域の都市景観の特性上、重要な要素となっている建造物や伝統的な工法等で構築されている建造物を景観重要建造物に指定し、修理費に対する助成支援等を実施することにより、歴史的な町並みを形成している建造物の保存を図っている。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
景観法に基づく委任条例として、平成26年3月に川越市都市景観条例を制定し、同条例に基づき平成26年7月に川越市景観計画を施行し、景観計画区域内の行為の届出による景観誘導を行った。また、地元との協働で作成した都市景観形成基準の適正な運用のため、大規模な建築計画の際の事前協議を行った。 景観重要建造物の現状変更を4件許可するとともに、都市景観重要建築物等から景観重要建造物へ1件指定移行した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		都市景観形成地域の指定後も、地域と協働で基準の理解・遵守に取り組む必要がある。住民のまちづくり意欲の継続のため、アドバイザーの派遣などの支援を行う。 ガイドライン等の作成により都市景観形成基準や景観法による届出制度等について、市民や事業者に対する更なる周知を図る必要がある。	
状況を示す写真や資料等			

都市景観形成地域 指定位置図



景観法及び川越市都市景観条例に基づく届出件数

都市景観形成地域 (直近3年間)

- 川越十カ町地区
【R1】41件 【R2】28件 【R3】25件
- クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区
【R1】28件 【R2】17件 【R3】28件
- 川越駅西口地区
【R1】1件 【R2】0件 【R3】3件
- 喜多院周辺地区
【R1】1件 【R2】0件 【R3】29件

川越市都市景観条例(旧条例)に基づく
都市景観重要建築物等の現状変更行為届出件数

- | | |
|-------|------------------|
| 【H24】 | 10件 うち補助金交付件数 9件 |
| 【H25】 | 7件 うち補助金交付件数2件 |
| 【H26】 | 17件 うち補助金交付件数12件 |
| 【H27】 | 7件 うち補助金交付件数7件 |

景観法に基づく景観重要建造物の現状変更行為届出件数

- | | |
|-------|------------------|
| 【H28】 | 6件 うち補助金交付件数5件 |
| 【H29】 | 10件 うち補助金交付件数10件 |
| 【H30】 | 11件 うち補助金交付件数11件 |
| 【R1】 | 9件 うち補助金交付件数9件 |
| 【R2】 | 8件 うち補助金交付件数8件 |
| 【R3】 | 7件 うち補助金交付件数6件 |

景観法に基づく景観重要建造物の新規指定件数
(直近3年間)

【R1】0件 【R2】0件 【R3】1件 合計1件

都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等の指定件数

指定件数 76件
 景観重要建造物への指定移行 47件

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-3

重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		令和3年度		
項目		現在の状況		
屋外広告物条例に基づく措置		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手		
計画に記載している内容	川越市は、平成15年(2003)の中核市への移行を機に、川越市屋外広告物条例を施行し、禁止地域の指定や許可制度により、屋外広告物による都市景観への影響をコントロールし、良好な都市景観の形成を図っている。 具体的には、河川・湖沼の区域、古墳や墓地、寺社や教会、伝統的建造物群保存地区内、国・県の指定する文化財建造物の敷地とその周辺100m以内の地域などを禁止地域等に指定し、一般広告物の掲出の禁止と、大規模な自家広告物の制限により、良好な都市景観の形成と歴史的風致の維持に努めている。 重点区域内においては、伝統的建造物群保存地区、喜多院や氷川神社社殿等の文化財の敷地及びその周辺、第一種低層住居専用地域、庁舎の敷地等が禁止地域等となる。			
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で				
市民ボランティアと共に違反屋外広告物の簡易除却を進めている。 平成26年7月に施行された景観計画に屋外広告物に関する事項を記載し、方向性を示した。 安全への配慮や適正な掲出を促すため、川越市屋外広告物条例施行規則を改正し、令和3年7月1日より許可申請時に屋外広告物等点検結果確認書の添付を義務付けた。				
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		違反物件に対し指導を行っているが、古いものは所有者の特定が困難なものも多く、設置時の早期の発見と指導が重要である。 市民による簡易除却は一定の成果が上がっているものの、根絶には至らないでいる。屋外広告物条例の更なる周知や、市民ボランティアの拡大等の取り組みが必要である。		
状況を示す写真や資料等				
1 屋外広告物事務				
(1) 許可届出件数				
	更新許可	新規許可	業の特例届出	除却届
【H28】	117件	71件	58件	19件
【H29】	105件	61件	33件	27件
【H30】	138件	62件	48件	20件
【R1】	124件	63件	35件	44件
【R2】	128件	49件	44件	46件
【R3】	139件	61件	36件	29件
(2) 屋外広告物の簡易除却				
□簡易除却市民団体数		28団体	182名	
□除却数				
	はり紙	はり札	立看板	合 計
【H30】	396枚	4, 019枚	285枚	4, 700枚
【R1】	418枚	4, 382枚	282枚	5, 087枚
【R2】	105枚	3, 344枚	227枚	3, 676枚
【R3】	97枚	2, 379枚	193枚	2, 669枚
(3) 違反路上屋外広告物等は正指導/パトロール				
道路上に設置された違反屋外広告物について、市の関係部署、警察や商店街の役員等と正指導を行っている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、警察や商店街の協力による対面形式の正指導は中止とした。 ・令和3年5月12日(水) クレアモール沿道の店舗に対し、市職員による啓発チラシのポスティングを行った。 ・令和3年11月 クレアモール沿道の商店街振興組合の自主的な適正化活動のため、啓発チラシの提供を行った。				

川越市ー4

評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和3年度
項目		現在の状況	
景観重要建造物等修理費補助事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成27年度～令和12年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度～令和6年度)、市単独事業		
計画に記載している内容	景観重要建造物等の保存整備において、主要構造部と外観に係る修理費用等に対する補助を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
平成27年に川越市景観計画を策定し、景観重要建造物の新規指定を開始し、「川越市景観重要建造物等保存事業補助金交付要綱」に基づき所有者へ外観保存のための支援を開始した。旧川越市都市景観条例(自主条例)(平成元年～平成26年)での都市景観重要建築物(76件)も景観重要建造物への指定移行を進め、支援を行っている。 【令和2年度までの累計】新規指定 9件、都市景観重要建築物からの移行指定 46件、修理件数 142件 【令和3年度】新規指定 1件、都市景観重要建築物からの移行指定 1件、修理件数 6件			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	伝統構法での修理が可能な技術者の確保が難しくなっており、職人の技術継承のための措置について検討を行う必要がある。 所有者の高齢化が進んでおり、事業の継承や建物の維持管理費の負担が難しい案件が増えつつある。景観重要建造物を良好な状態で保存しながら利活用するためには、引き続き修理費の支援を行う他、民間活力の活用を促すマネジメントサイクルの構築が必要である。		



牛窪家

外壁及び庇の修理

修理前



修理後



修理前



修理後



修理前

市村旅館

門・玄関屋根の修理



修理後

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
伝統的建造物群保存地区保存整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成23年度～令和12年度		
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費(重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助)(平成23年度～令和12年度)		
計画に記載している内容	修理事業として、伝統的建造物の外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費に対して、国庫補助を活用し、補助事業を実施している。なお、伝統的建造物として、136件(令和4年3月現在)が特定されている。 また、伝統的建造物以外の建築物等に対しては、伝統様式に準じた外観の整備に要する経費を、修景事業として国庫補助を活用し、補助事業を実施している。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和3年度においては、現状変更行為の許可件数は38件であった。補助事業は、国庫補助事業の修理4件、市単独事業として応急修理1件を実施し、助成額は計17,571,000円であった。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	伝統的建造物の保存修理や新築修景等により町並みの保存整備に成果が表れてきているが、歴史的風致の維持向上のため、さらに未特定の伝統的建造物の調査及び特定を進める必要がある。		
状況を示す写真や資料等			

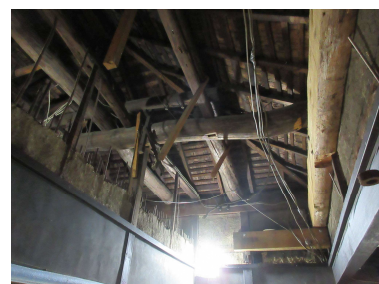
小林家住宅住居棟修理事業



【修理前】



【修理中】



【第1期工事完了後】

山崎家住宅一番蔵修理事業



【修理前】



【修理後】

雪塚稲荷神社拝殿修理事業

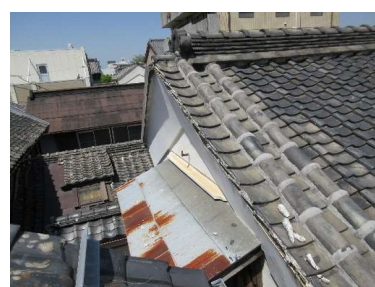


【修理前】



【修理後】

山崎家住宅文庫蔵修理事業



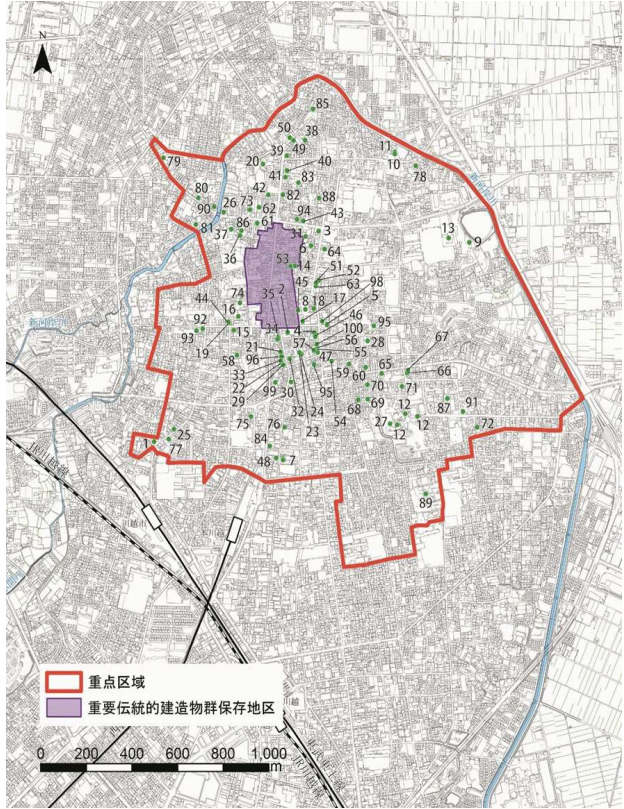
【修理前】



【修理後】

項目		評価対象年度	令和3年度
歴史的風致形成建造物の保存修理事業			現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和2年度～令和12年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成25年度～平成26年度)、社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度～令和6年度)、市単独事業		
計画に記載している内容	重点区域においては、国指定文化財だけでなく、多くの国の登録有形文化財・県指定文化財・市指定文化財が点在しており、歴史的風致の形成に大きく貢献している。 それらの貴重な文化財を保護していくためには、重点区域内の文化財を歴史的風致形成建造物に指定し、文化財の状況に応じて保存のための適切な修理等を行う必要がある。 このため、これらの建造物の保存修理事業を実施し、修理等に係る費用の一部を助成する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
第2期川越市歴史的風致維持向上計画では、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を除く100件(県・市指定有形文化財、登録有形文化財、景観重要建造物)が歴史的風致形成建造物候補となっている。 候補の内、第1期計画で指定した15件については、必要に応じて再指定を行うとともに、その他歴史的風致の維持向上に寄与する保存修理事業等の実施が見込まれる建築物についても必要に応じて指定手続きを進める。 【令和3年度】指定件数2件、修理件数2件(※旧川越織物市場、旧栄養食配給所)			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		保存修理事業の実施にあたっては、歴史的風致の維持向上に寄与する内容であることを確認する必要があるため、指定区分に応じた十分な審査を行う必要がある。 また、歴史的・文化財の価値を損ねないよう、施工方法の事前協議や修理経過の記録が必要である。	

歴史的風致形成建造物及び候補分布図



歴史的風致形成建造物指定候補一覧(抜粋)

No.	名称	写真	所在地 所有者	築年 指定等区分	関連する 歴史的風致
1	カワモリ本部事務所棟 (旧六軒町郵便局)		田町 個人	昭和2年(1927) 登録有形文化財 景観重要建造物	川越まつりにみる歴史的風致
2	川越商工会議所 (旧武州銀行川越支店)		仲町 川越商工会議所	昭和2年(1927) 登録有形文化財 都市景観重要建築物	川越まつりにみる歴史的風致 物資の集散と商業都市川越にみる歴史的風致
3	手打ちそば百文 (旧湯宮釣具店)		元町1丁目 個人	昭和5年(1930) 登録有形文化財 都市景観重要建築物	川越まつりにみる歴史的風致
4	佐久間旅館		松江町2丁目 個人	明治44年(1911) 登録有形文化財 景観重要建造物	川越まつりにみる歴史的風致
			松江町2丁目 個人	明治44年(1911) 登録有形文化財 景観重要建造物	川越まつりにみる歴史的風致
5	日本聖公会 川越キリスト教会礼拝堂		松江町2丁目 日本聖公会 北関東教会	大正10年(1921) 登録有形文化財 景観重要建造物	川越まつりにみる歴史的風致
6	太陽軒		元町1丁目 法人等	昭和4年(1929) 登録有形文化財 景観重要建造物	川越まつりにみる歴史的風致

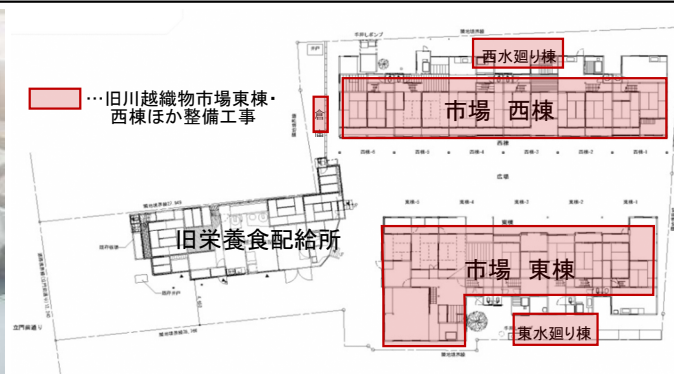
評価軸③-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

令和3年度	
項目	現在の状況
旧川越織物市場整備事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成25年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成25年度～平成26年度)、社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度～令和5年度)
計画に記載している内容	歴史的風致形成建造物に指定予定の市所有の旧川越織物市場(市指定有形文化財)及び同敷地内にある旧米養食配給所(市指定有形文化財)について、文化財としての復原を行うとともに、建物を生かすため、若手のクリエイターが創業支援を受けながら一定期間制作活動を行う文化創造インキュベーション施設として活用するための整備等を行う。
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
令和2年6月から第1期工事として旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事に着手しており、令和4年度の旧川越織物市場東棟・西棟の完成に向けて復原工事を進めた。 また、文化創造インキュベーション施設として開設するため、整備状況に応じた段階的な活用に関する検討及び施設周知に向けた広報方策の検討を行った。	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	工事を2期に分けて進めていることから、第1期工事を着実に進めていくとともに、第2期工事の発注に向けて準備を進めていく必要がある。 また、整備後はインキュベーション施設として活用していくことから、文化財としての保存と活用の両立を図る必要がある。



旧川越織物市場整備イメージ図



旧川越織物市場配置図



旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事



評価軸③-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
現在の状況			
川越市蔵造り資料館耐震化事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成25年度～令和9年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	川越市蔵造り資料館(市指定文化財旧小山家住宅)は、もと煙草問屋の建物であり、昭和48年以降市所有の公開施設とされてきたが、店蔵をはじめ文庫蔵・煙草蔵の損傷が著しい。特に店蔵は柱等の腐朽が著しく、大壁の耐力によって建っている状態と推測される。また、煙草蔵については不同沈下が進行している。解体の程度や修理方法などの検討を行い、短冊敷地における計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、保存修理及び耐震化工事を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
平成28年度末に店蔵・添屋・住居棟・一番蔵についての工事発注・公告までを行い、国庫補助金は平成29年度に全額繰越した。 平成29・30年度は店蔵・添屋・住居棟について、鉄骨工事の一部と屋根の解体までを行ったが、平成30年10月の工事受注者倒産により工事が中断しており、令和元年度に事業計画の見直しを行った。 令和2年度は店蔵・添屋・住居棟の解体調査及び解体工事を実施した。令和3年度には、庁内検討委員会において今後の事業の進め方について検討し、店蔵を先行して復原及び耐震化するという結論に達した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない		工事中断の影響で事業計画の見直しを行い、新たなスケジュールで事業を再開した。引き続き事業を実施する。	
状況を示す写真や資料等			
		蔵造り資料館耐震化事業対象建造物	
① 店蔵と②添屋(工事前)		① 店蔵と②添屋(解体後)	
③ 住居棟(工事前)		③ 住居棟(解体後)	
④ 一番蔵		⑤ 二番蔵	
⑥ 三番蔵		⑦ 南側レンガ塀	

		評価対象年度	令和3年度
項目		現在の状況	
初雁公園整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和2年度～令和12年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市公園)(令和3年度～令和6年度)、市単独事業		
計画に記載している内容	県指定史跡川越城跡にある初雁公園(4.5ha)については、川越城の面影を残す本丸御殿や土塁などの遺構が存在し、これらを将来に引き継いでいくため保存活用が必要である。このことから「歴史が人を結ぶ公園」をテーマとし、現在の運動公園から歴史公園として再整備を行う。整備においては、段階的な整備を行うこととし、当初は県指定文化財の川越城本丸御殿の風格を高めるため周辺に広場を設け、本丸御殿前の構えや北門等の復元を検討していく。 また、併せて、川越城址全体の約33haについて、整備する初雁公園を中心とし貴重な遺構である富士見櫓跡や中ノ門堀跡などの「面」と標柱などの「点」を道路の「線」でつなぐことにより連携を図り、川越城の総構の認識、城下町とのつながりも強化するため、見学環境の整備を検討していく。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・川越城本丸御殿周辺広場(約2500㎡)の整備にあたり、発掘調査を行い、拾人部屋、北門及び本丸御殿前の構えなどの遺構を確認することができ、広場整備の設計に反映することができた。 ・市制施行100周年の令和4年12月中に広場の供用を行うため、広場部分の造成工事等を実施した。 ・絵図にある拾人部屋の遺構表示を兼ねた公園休憩所を整備するため実施設計を行った。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		北門や本丸御殿前の構えなどの復元建築物については、埼玉県指定史跡川越城跡における史跡整備の一環であることから、真正性をもった復元が必要である。 このため、発掘調査の結果や各種文献調査の内容を踏まえたうえで、学識経験者の意見をききながら慎重に検討していく。 また、平成31年3月に策定した初雁公園基本計画を全体を実現するためには、運動施設等の移転等が必要であることから、社会経済状況を鑑みながら計画の実現に向けて事業推進を検討していく。	

本丸御殿周辺広場整備の様子(R3年度)



【発掘調査の状況】

道路を野球場側に付替えをし、本丸御殿前の発掘調査を実施している様子。

【令和3年度工事写真】

本丸御殿前に広場を設けるため、本丸御殿前の道路を廃止し、広い空間を創出している。

(令和4年度に自然色舗装等を行う予定)

【工事前】



【工事後】



項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和3年度～令和12年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	歴史的建造物の所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルの構築では、川越の歴史的建造物の保存・活用を今後も図っていくため、所有者、民間事業者及び行政等の緊密な連携のもと、未活用、低利用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を実施している。 令和3年度は、「歴史的建造物所有者と活用希望者等のマッチング支援業務」を実施し、4件の景観重要建造物等の所有者と活用を希望する事業者のマッチングを実施した。また、埼玉県事業「テレワーク・副業×地域ミッション事業」に参画し、参加企業等3名以上が歴史的建造物でのテレワークの実施を発信し、見学会や提案を行う地域ミッションに参加した。国交省の令和3年度「官民連携まちなか再生推進事業」の採択を受けている「歴史的建造物利活用事業者育成プログラムin川越市」について、対象の4物件に対し、5以上の事業者が参加し実施した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		これまでに行った調査・研究や、具体的な実証実験やプログラムを基に、本市に特性に適合した、マッチングイベント等の開催等、事業展開の可能性を更に検討していく必要がある。	
			
再生・利活用の事例となった歴史的建造物			
			
埼玉県事業「テレワーク・副業×地域ミッション事業」における歴史的建造物でのワーケーションの様子		国交省「官民連携まちなか再生推進事業」における「歴史的建造物利活用事業者育成プログラムin川越市」の様子	

評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

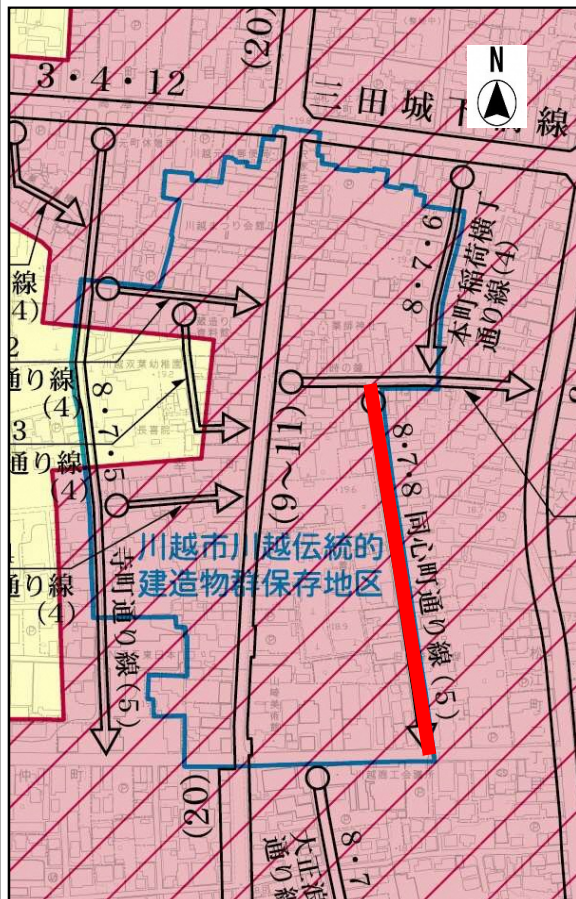
評価対象年度		令和3年度
項目		現在の状況
川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成24年度～令和12年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の継承に寄与する活動に対して、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、補助金を交付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
重要無形民俗文化財の川越氷川祭の山車行事に対し、伝統行事を維持継続して行くための助成を行った。 川越氷川祭の山車行事保存会・川越鳶組合木遣り会へ助成を行った。 川越氷川祭の山車行事保存会の総会を1回開催した(常会、研修会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止)。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	川越氷川祭の山車行事保存会の課題は、祭り全体における立ち位置や役割を確かなものにしていくことである。また、伝統民俗行事保存会では、後継者育成が大きな課題となっているものの、活動に対する補助金の交付にとどまる。	
状況を示す写真や資料等		
川越氷川祭の山車行事保存会 構成員 大手町 喜多町 幸町 志多町 末広町 仲町 松江町1丁目 松江町2丁目 宮下町 元町1丁目 元町2丁目 連雀町 六軒町 川越氷川神社氏子総代会 監 事 連雀町 川越氷川神社氏子総代会 参 与 川越氷川神社宮司 評議員 元十カ町会専門委員会委員長 事務局 川越市文化財保護課 令和3年度保存会総会 7月28日開催 ○総会内容 令和2年度事業報告・決算報告について 令和3年度事業計画(案)・予算(案)について 今年の氷川祭の山車行事について		

評価軸③-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
歴史的地区環境整備街路事業(立門前線)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成24年度～令和5年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成24年度～平成26年度)、社会資本整備総合交付金		
計画に記載している内容	立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝統的建造物群保存地区と中心商業地との中間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。このため、歩行者の安全性を考慮しつつ、回遊性を高めるとともに歩いて楽しめる界隈づくりを図るため、道路美装化を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
沿線の歴史的な建造物である旧川越織物市場の事業進捗及び重点地区における歩行者ネットワークの整備方針を踏まえ、令和元年度に立門前線西側のみ道路改築(美装化)工事が完了している。 令和3年度は立門前線東側の美装化整備に向け、関係各課との情報共有・今後の事業遂行の方向性等にかかる協議を実施した。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	立門前線東側については、重機等の通行による路面の破損等の影響を鑑み、旧川越織物市場の竣工時期に合わせ美装化工事を行うよう、事業者との緊密な協議や調整により事業を進める必要がある。また、沿線住民や地元商店会等への説明等を行いながら円滑に事業の推進を図っていく。		
平成19年度 測量完了(西側 約70m) 平成23年度 測量完了(東側 約150m) 平成27年度 土質調査 平成28年度 予備設計・先進地視察・意見交換会など 平成29年度 詳細設計・意見交換会など 平成30年度 占用物件移設工事 令和元年度 道路改築(美装化)工事及び下水道工事(西側 延長約70m)、占用物件移設工事 令和2・3年度 関係各課との情報共有・今後の事業遂行の方向性等にかかる協議実施			
【西側】 令和元年度 道路改築(美装化)工事 完了 【東側】 令和5年度 道路改築(美装化)工事 予定		【立門前線西側整備】 美装化前 美装化後	

		評価対象年度	令和3年度
項目		現在の状況	
歴史的地区環境整備街路事業(同心町通り線)		☐ 実施済 ☐ 実施中 ☒ 未着手	
事業期間	令和7年度～令和10年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	同心町通り線は、伝統的建造物群保存地区の東端に位置し、時の鐘から駅方面にアクセスする裏通りであり、沿道には重要文化財の旧山崎家別邸など、歴史的建造物を残した街路である。 川越散策ネットワークを構成する位置にあるため、歩行者の安全性を考慮した道路美装化を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
計画延長約250m。 (未着手事業であるため、評価記載せず。)			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	歩行者ネットワークの整備方針と整合を図りながら事業を行う必要がある。		



整備前



評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

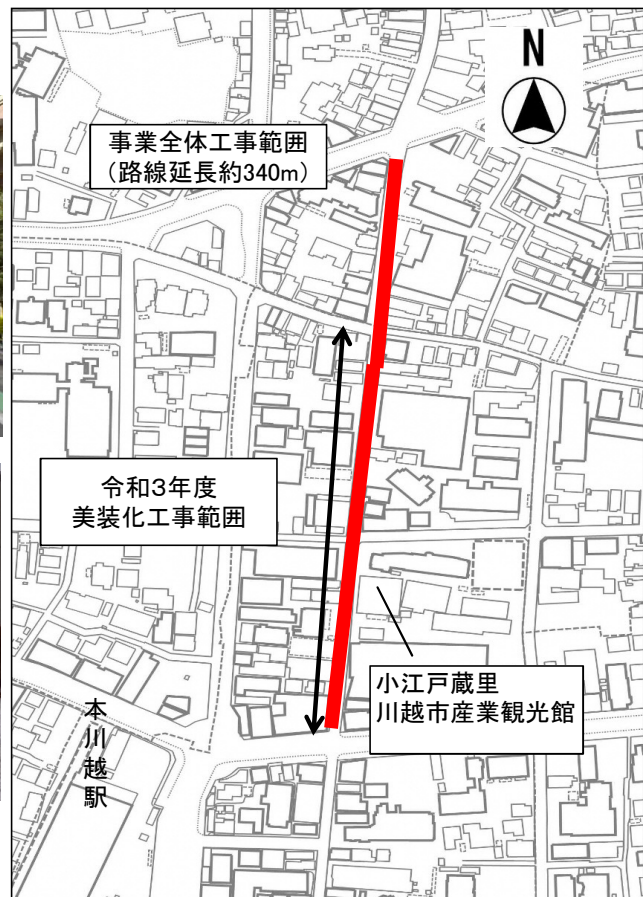
		評価対象年度	令和3年度
項目		現在の状況	
歴史的地区環境整備街路事業(連雀町新富町通線)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和2年度～令和6年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
計画に記載している内容	連雀町新富町通線線は、伝統的建造物群保存地区と中心商業地との中間に位置し、沿道には登録有形文化財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物を残す街路である。 このため、歴史的な街路としての認知度を高め、景観に配慮した道路美装化を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和3年度は、道路美装化工事(新富町区間、延長約230m)完了。			
進捗状況	※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		整備にあたり、沿道住民・地元自治会・地元商店会や事業者・関係部署との協議や調整を行いながら、円滑に事業の推進を図っていく。	

令和2年度 土質調査・意見交換会
 令和3年度 美装化工事(約230m/路線延長約340m)

整備前



整備後



評価軸③-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和3年度
歴史的風致維持向上地区修景補助事業		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成27年度～令和12年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度～令和6年度)、市単独事業

計画に記載している内容 伝統的建造物群保存地区を除く重点区域内の都市景観形成地域において、建築物や看板等の新築行為等に対する修景補助を実施し、歴史的町並みや文化財の周辺環境の保全を図る。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

【平成27年度】「川越市歴史的風致維持向上計画修景事業補助金交付金要綱」の策定

【平成28年度】新築修景補助件数 3件

【平成29年度】新築修景ガイドラインを作成し広く周知

【平成30～令和2年度】事業の周知、相談多数

【令和3年度】事業の周知、相談件数1件

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している
□計画どおり進捗していない

修景と安易な模倣の違いを客観的に審査し公平性を保つ事が課題だが、作成済の新築修景基準に関するガイドラインを活用することで公平性を担保する。
景観阻害物件の予防及び改善に向け、効果的に実施していく必要がある。

◆ 補助要綱の概要

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成23年法律第40号)に基づく、川越市歴史的風致維持向上計画に定めた重点区域内のうち、川越市都市景観条例第16条第1項に規定する都市景観形成地域内において行う、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められる、建築物及び工作物の整備又は屋外広告物の掲示に対して、川越市都市景観条例第23条第3項の規定に基づき補助金の交付を行う。

区分	補助基準	補助対象経費	補助率	上限額
建築物	当該都市景観形成地域に現存又は存在した、歴史的建造物の建築様式に準ずるもの、又は歴史的建造物の建築様式を踏まえ、歴史的風致と調和した質の高いもの。	道路、公園、広場等の公共の場所から容易に望見できる外観の整備に要する経費	2/5以内	300万円
工作物及び屋外広告物等				100万円

◆ 「修景のためのガイドライン」 (一部抜粋)

修景のためのガイドライン



項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成23年度～令和12年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度～令和6年度)、市単独事業		
計画に記載している内容	伝統的建造物群保存地区においては、川越市独自の伝統的建造物の相似的形状に合わせる景観基準が設定され、市単独費による補助が実施されてきたが、その補助に対して、平成26年度より社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)を導入し、地区内住民の修景への動機付けとなるよう、積極的に景観補助を進めている。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和3年度は、国庫補助の対象とした景観補助として、新築事業と改修事業の2件に補助を行った。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	計画的に補助事業を実施していくために、制度の周知や所有者等の意向把握に努める必要がある。		
状況を示す写真や資料等			

【令和3年度・景観補助の事例】



【事業前】

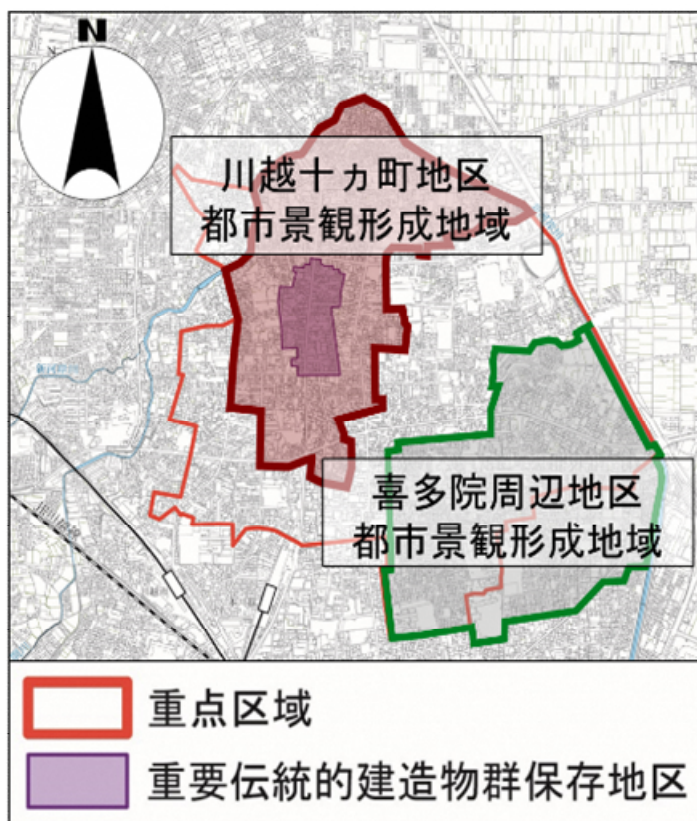


【事業後】

伝統的建造物群保存地区の歴史的風致と調和する、店舗の新築及び店舗の外観改修工事に対し補助を行った。

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
伝統的建造物群保存地区内保存活動事業への補助事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成23年度～令和12年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	伝統的建造物群保存地区保存活動事業に寄与する団体に対して、町並みの保存を目的として補助金を交付している。 なお、当該団体は、地区主導により組織され、主にまちづくりに関する一定のルールである「町づくり規範」に基づいて、地区内の個々の建築行為への協議・助言を行っている。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
川越町並み委員会は、伝建地区内の自主的な審査機関として建築行為等の事前協議を月1回行い、町並みの保存整備において長年にわたり貢献してきている。この活動は、多くの外国人を含む観光客の増加や地域の活性化の大きな要因にもなっていると言える。平成27年3月には、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体の指定を受けることで、制度的裏付けを持つ事前協議に移行している。委員会と市が協働した持続的なまちづくりにより、伝建地区の歴史的風致の維持向上が図られている。 なお、長年にわたる活動の功績が認められ、元委員長が平成29年11月14日の県民の日に埼玉県表彰を受賞するとともに、川越町並み委員会が平成29年11月20日に地方自治法施行70周年記念地方自治功労者総務大臣表彰を受賞し、さらに令和3年12月2日には自治体学会の田村明まちづくり賞を受賞した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		川越町並み委員会における建築行為等の事前協議の必要性については、地区住民や商店主等は概ね認識しているが、テナントへの新規出店者等に対しては、市が連携し機会を捉えて周知を図る必要がある。	
状況を示す写真や資料等			
川越町並み委員会の構成 ・川越一番街商業協同組合 9名 ・自治会(4自治会) 8名 ・NPO川越蔵の会 5名 ・学識経験者 3名 ・法務アドバイザー 1名 ・オブザーバー 川越市 川越商工会議所		 川越町並み委員会の様子	
令和3年度 開催日及び審査件数			
☐ 委員会 令和3年4月26日 5件(新築2,看板1,その他2) 5月31日 8件(新築1,改修2,修理2,その他3) 6月28日 4件(新築1,改修1,その他2) 7月26日 2件(改修1,看板1) 8月23日 中止 9月27日 中止 10月25日 6件(新築2,その他4) 11月29日 中止 12月20日 3件(新築2,その他1) 令和4年1月24日 3件(新築1,看板1,その他1) 2月28日 7件(新築1,修理2,看板2,その他2) 3月28日 5件(新築1,看板2,その他2)		☐ 幹事会 (町づくり規範改定部会含む) 令和3年4月23日 1件(その他1) 5月13日 6件(新築1,修理3,その他2) 6月3日 2件(新築1,その他1) 6月14日 2件(新築1,その他1) 10月7日 1件(その他1) 10月14日 1件(その他1) 10月19日 1件(その他1) 10月25日 1件(その他1) 11月5日 1件(その他1) 11月8日 1件(その他1) 11月19日 1件(その他1) 11月22日 1件(その他1) 12月10日 1件(その他1) 12月14日 1件(その他1) 令和4年1月18日 1件(その他1) 3月28日 1件(その他1)	
※会議毎に協議及び報告された件数 (継続案件は協議回数を集計しています)			

項目		評価対象年度	令和3年度
		現在の状況	
まちづくり支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和3年度～令和12年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和6年度)、市単独事業		
計画に記載している内容	重点区域にある都市景観形成地域「川越十カ町地区」及び「喜多院周辺地区」において、地域住民との協働で作成した都市景観形成基準の運用におけるアドバイスをを行う。 また、地域住民の歴史まちづくりへの継続的な参加と、歴史的風致の維持向上に必要な取組みの場としての活用に向け、「川越十カ町会専門委員会」及び「喜多院周辺地区都市景観協議会」に対し、専門のアドバイザー派遣支援を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和3年度は、重点区域にある都市景観形成地域「川越十カ町地区」では25件、「喜多院周辺地区」では29件の行為の届出があった。「川越十カ町会専門委員会」及び「喜多院周辺地区都市景観協議会」については、コロナ禍の影響と事前協議の対象となる規模の計画が無かったことから、令和3年度の開催は無かった。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	都市景観形成地域「川越十カ町地区」及び「喜多院周辺地区」の都市景観形成基準について、適切に市民に周知し、運用していく必要がある。 また、地域住民の歴史まちづくりへの継続的な参加と、歴史的風致の維持向上に必要な取組みの場である協議会等を積極的に開催していく必要がある。		



重点区域にある都市景観形成地域での行為の届出件数

川越十カ町地区都市景観形成地域
【R3】25件
喜多院周辺地区都市景観形成地域
【R3】29件



都市景観協議会の様子

(様式1-5)

効果・影響等に関する報道

川越市-20

項目		評価対象年度	令和3年度
市民・行政による歴史的風致維持向上に資する活動			
計画に記載している内容	計画内に記載されてはいませんが、歴史的風致の維持向上に資する活動が見られたため、進捗評価シートに記載する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
新型コロナウイルス感染症やそれに伴う緊急事態宣言・蔓延防止措置等の影響により、イベント等の中止が見られたものの感染防止対策を徹底したうえで開催されたイベントも見受けられた。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし		行政による活動を市民に周知・アピールすることに併せ、イベントなども積極的に実施していく。	
状況を示す写真や資料等			
民間・行政が主催した歴史的風致維持向上に資するイベント等			
Shingashiめぐり・わくわくフェスティバル2021 主 催: Shingashiめぐり・わくわくフェスティバル実行委員会 日 時: 令和3年11月14日 場 所: 新河岸駅・新河岸川旭橋周辺 ほか 内 容: 新河岸川舟運体験、史跡めぐり ほか		屋外広告物講習会 主 催: 川越市都市景観課 日 時: 令和3年11月19日 場 所: ウェスタ川越 内 容: 屋外広告物に関する法令 屋外広告物の表示の方法 屋外広告物の施工	
令和3年度都市景観シンポジウム 主 催: 川越市都市景観プロジェクト実行委員会 日 時: 令和4年1月22日 場 所: ウェスタ川越 内 容: 第16回かわごえ都市景観表彰授与式 まち歩きマップ贈呈式、講演 ほか			
		テレワーク・副業×地域ミッション事業 主 催: 埼玉県(川越市参加) 日 時: 令和3年10月28日～年度末 場 所: 川越市内 内 容: 市内の歴史的建造物で民間事業者によるテレワークの実施にあわせ、行政が抱える課題の解決のきっかけを模索する。 参加目的: 歴史的建造物の再生・利活用のため、所有者との信頼関係を構築し、所有者の歴史的建造物の活用イメージを膨らませ、将来的に実現する。	
まち歩きマップ「ぶらって川越」作成事業 主 催: 武蔵野銀行、立教大学観光学部 日 時: 令和2年10月～令和3年9月 場 所: 川越市内 内 容: 産学連携事業として、地域の持つ歴史的背などから現在の街並みの経緯を掘り起こし、新たな観光資源をマップによって発掘、可視化する取組み。			
			

項目

歴史まちづくりの効果

計画に記載
している内容

重点区域は、本市の文化財の大部分が集中して存在する歴史的環境エリアでありながら、本市の中心市街地でもある。そのことから、本計画の促進においては、歴史的風致の維持向上だけでなく、未活用の歴史的建造物の活用や地域経済の活性化が図られるとともに、川越市全体の魅力向上による観光客数や定住希望者数の増加、市民満足度の向上などが期待できる。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症やそれに伴う緊急事態宣言等の影響により、入込観光客数及び外国人入込観光客数ともに大幅に減少した。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

□計画の進捗に影響あり

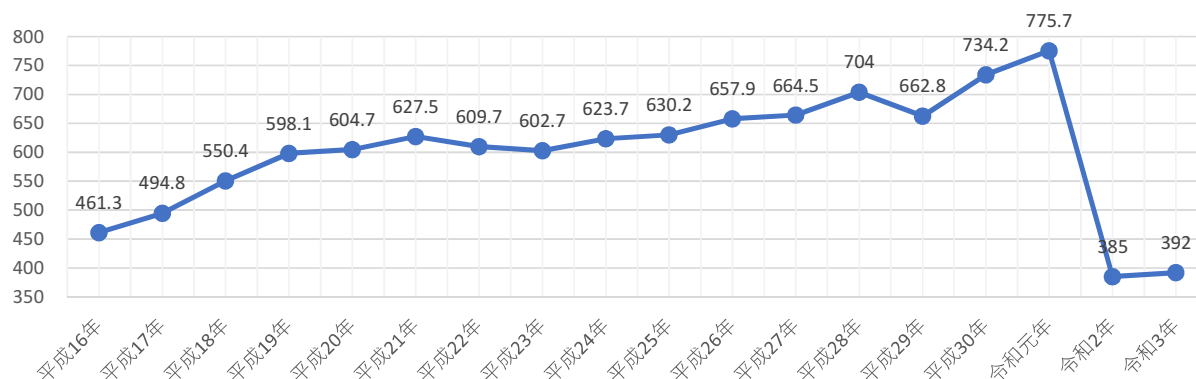
■計画の進捗に影響なし

歴史的風致維持向上計画の認定後、徐々に観光客数が伸びていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年から引き続き大幅に減少している。新型コロナウイルス感染症の今後の影響を見据えつつ、歴史的建造物の整備や周辺環境の整備を推進していく。

状況を示す写真や資料等

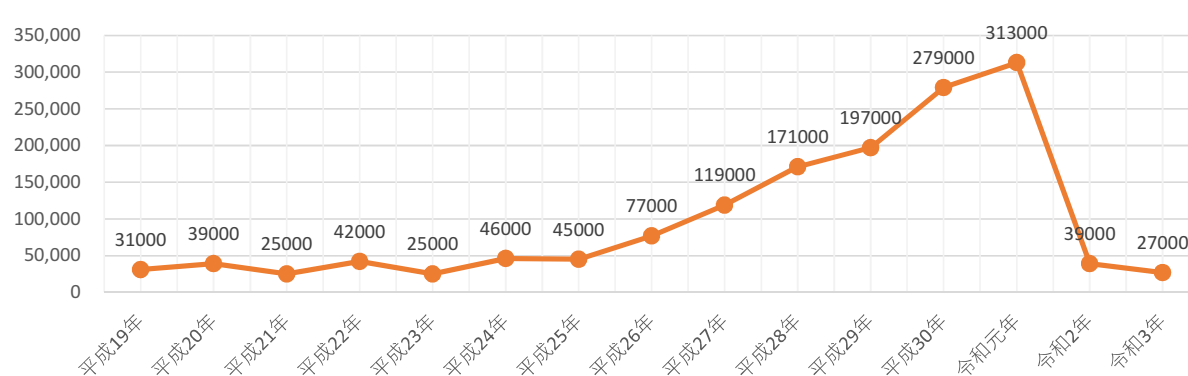
(単位：万人)

川越市観光客入込客数の推移



(単位：人)

外国人入込客数の推移



法定協議会等におけるコメント

(様式2)

評価対象年度	令和3年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 第20回川越市歴史的風致維持向上協議会	
会議等の開催日時: 令和4年2月3日(木)	
(コメントの概要) ① 旧川越織物市場整備後の活用について、想定している入居者である若手クリエイターへの入居の事前オファーや募集方法等、入居者を確保する算段は付いているのか。想定する入居者が求める機能や活動を把握し、既存の手法にとらわれることなく事業を推進して欲しい。 ② リノベーションした物件や歴史的建造物を拠点とした新事業等、旧川越織物市場整備後の施設とコンセプトの似た民間事業が市内で展開され始めている。こういった事業と連携する意向はあるのか。 ③ 進捗報告された事業の中に、景観重要建造物等修理補助事業と歴史的風致形成建造物の保存修理事業があるが、住み分けを教えてください。 ④ 「伝統工法での修理が可能な技術者の確保が難しくなっている」と記載があるが、職人を取り巻く環境や対策について聞きたい。 ⑤ 蔵造り資料館の現状は、市民目線では建物が滅失してしまったというような印象を与えている。整備中であるということ伝えるための仕組作りを行うことで、整備工事に対する理解や気運の醸成、建物そのものの認知度の向上を図れるのではないかと。 ⑥ 民間所有の建造物と民間事業者をマッチングさせることは難しいことであると認識しているが、現在のマッチングの仕組みや方針を聞きたい。	
(今後の対応方針) ① 活用面の検討については、ニーズ調査等を実施し、必要な事項の精査をしている。今後は関係人口を増やしていき、多くの人に利用される施設としたい。併せて、コロナ禍等の状況の変化もあるため、川越で活躍できる人材が集まるような募集方法となるよう事業を推進し、令和6年度の供用開始を目指している。 ② 整備後に関わる可能性のある事業者や地元金融機関、関係団体にはこれまでにヒアリング等を実施してきたが、今後も活動等を含め、必要に応じて意見交換や情報共有を行っていききたい。 ③ 景観重要建造物は、景観法を根拠とし市長が指定するもので、川越市伝統的建造物群保存地区外にある町家等の民間所有の歴史的建造物を指定しており、要綱に基づき外観に関わる修理費の補助を行っている。歴史的風致形成建造物は、川越市伝統的建造物群保存地区外かつ川越市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある、国指定文化財以外の歴史的建造物を指定候補としており、候補である100件の中に景観重要建造物や自治体所有のものも含まれている。 ④ 歴史的建造物の保存・修理については、技術者・期間・費用等、難しい問題がある。市としても技術を伝承していくという意味で、旧川越織物市場保存整備事業では、簡易的な工法ではなく市指定修理文化財としての修理の行うことで技術者の育成に当たっている。また、年間約10社程度、左官屋や建具の業者に対しヒアリングを実施し、現代建築と歴史的建築物の発注割合や職人育成上の課題等の意見交換を行っている。併せて、近隣で歴史的建造物を多く持つ栃木市や桐生市等の自治体との連携も行い、広域的な解決方法の検討に着手し始めたところである。技術力の向上等は長年の課題であるが、根気よく対応していきたい。 ⑤ 工事中の蔵造り資料館をどう見せるかということは立地上の安全性の問題と発信方法のバランスのとり方が難しい状況であるが、長期間の工事であることもあり、情報発信は必要であると認識しているため、情報発信の方法や工夫等については、検討していく。 ⑥ これまでの取り組みを通して、スキーム作りにこだわるのではなく、行政・金融機関・民間事業者・建造物所有者の関係を密にし、小さなお見合い事業のような形でも、継続していくことが重要であると考えている。	